

形態模倣における独自開発の抗弁と 善意無重過失の抗弁



辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 はじめに

自社の新規な形態を保護する主要な法制度としては、意匠制度及び不正競争防止法上の形態模倣の制度がある。両者は類似の制度であるためよく比較されるが、被疑侵害者側の視点からすると、被疑侵害者側が善意であったことは、意匠権に基づく主張に対しては抗弁とはなり得ない一方、形態模倣に基づく主張に対しては抗弁となり得る。

すなわち、意匠権に基づく差止請求に対しては、被疑侵害者の主観的態様によって結論が変わることはなく、善意や無過失は抗弁にすらなり得ない。これに対し、意匠権に基づく損害賠償請求に対しては、被疑侵害者が善意無過失であったことは一応抗弁事由となり得るが、被疑侵害者の過失は推定され（意匠法40条）、この推定が覆り被疑侵害者が無過失であったことに基づき損害賠償を免れるような事案はほぼ不見当である。

他方、被疑侵害者が他社商品の存在を知らずに自ら独自に被疑侵害品を開発し、製造販売するに至ったような場合には、他人の商品形態を模倣したことにはならない（不正競争防止法2条1項3号）。けだし、「模倣」とは「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと」をいうところ（同条5項）、他社商品を知らずに独自に実質的に同一の形態の商品を創作したとしても、他社商品に依拠したことにはならないからである¹。また、被疑侵害者が形態模倣品を譲り受けた場合、被疑侵害者が形態模倣につき善意又は無重過失で譲り受けた事実は抗弁事由となり得る（不正競争防止法19条1項5号ロ）。従って、法律上の根拠は異なるものの、形態模倣に基づく各種請求に対し、製造業者である被疑侵害者は他社商品の存在につき善意であったことに基づき、輸入業者や小売店等は被疑侵害品を譲り受けた際に他社商品の存在につき善意無重過失であったことに基づき、責任を免れることが可能となる。

ところで、上記のように整理すると、被疑侵害者が製造業者の場合は模倣を「否認」し、輸入

1 かかる整理に対しては、知不知の問題ではない旨の指摘もあり（蘭蘭『不正競争防止法2条1項3号における依拠の要件の意義－近時の裁判例を素材として－』知的財産法政策学研究Vol. 27（2010）165頁）、なるほど依拠の要件を「アクセス機会が遮断されていないこと＋独立開発ではないこと」に整理する同論文の分析は傾聴に値する。もっとも、製造業者である被疑侵害者の善意は「独自開発の抗弁」と関連して主張され得ること自体は問題ないであろうから、本稿では、本稿なりの分析によってこの抗弁の成否に関する分水嶺を可能な限り明らかにしていきたい。

業者や小売店等の場合は善意無重過失の「抗弁」を主張するという態様になり、主張立証責任に差異があるようにも見受けられる。しかるに、前者の場合であっても、他社商品と被疑侵害品が実質的に同一の場合、被疑侵害品は他社商品に依拠していることが事実上推定されるとの見解もあり²、この見解に従えば、被疑侵害者としては独自に開発したことを積極的に主張立証する必要が生じることとなり、やはり抗弁的な位置付けになる。

以下、本稿では、形態模倣において上記のように成立し得る被疑侵害者の抗弁につき、その成否に関する分水嶺が少しでも明らかになるように、これを肯定する裁判例と否定する裁判例を概観することとする。

第2 独自開発の抗弁

1 裁判例の紹介

形態模倣に基づく請求がなされた事案において、独自開発の抗弁が争点になった裁判例を紹介する。

〈裁判例1－奈良地決平成9年12月8日³〉

ハンガーにつき形態模倣の有無が争点になった事案において、裁判所は、債務者(被疑侵害者)は債権者商品の販売開始後に債務者商品の製作に着手したこと、及び、債務者が債権者商品にアクセスする機会があったことを認定し、債務者商品が債権者商品を模倣したことを認定した。これに対し、債務者は、自らが債務者商品を独自に開発したことを主張したが、裁判所は、次のとおり判示して排斥し、形態模倣の成立を認めた。

「(一) 債務者は、債権者商品2イを知らないし、債務者商品の木型及び略図は債務者が独自に開発して製作したものである旨主張し、債務者の代表取締役中村省三作成に係る陳述書中には、債務者商品の主な開発、製作過程につき、〈1〉従来の債務者の商品を元にして、肩幅を二センチメートル広くし、ズボン掛けの幅を二・五センチメートル広くした、〈2〉マルソー産業株式会社、サンワ株式会社、東ポリ株式会社及び有限会社サンコーのクリーニングハンガーのカタログを参考にした、〈3〉腰の細いスカートが掛けられるように、ズボン掛部の下方にスカート紐掛部を設けた、〈4〉マルソー産業株式会社が製造販売しているスカートホルダーをセットできるようズボン掛部に長円形の透孔部を設けた、〈5〉自らが製作した債務者商品の木型及び略図を正化金型に持ち込んで金型の製作を依頼した旨の記述がある。

(二) しかし、〈1〉ないし〈3〉については、従来の債務者の商品や参考にした他社製品に基づいた具体的な主張、原明⁴がなく、債務者の主張は採用できない。

また、〈4〉については、マルソー産業株式会社のスカートホルダーは、ワイヤーハンガーにセットして使用することを前提とした商品であり、その形状からして債務者商品にセットして使用することは困難であるから、前記陳述書の当該部分は採用できない。

さらに、〈5〉について、正化金型の代表取締役菊池祐次作成に係る陳述書中には、債務者か

2 日本弁理士会編著『知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック』（経済産業調査会）242頁。なお、田村善之『商品形態のデッド・コピー規制の動向－制度趣旨から見た法改正と裁判例の評価－』知的財産法政策学研究Vol. 25（2009）33頁）も、抗弁的に捉える見解であると考えられる。

3 平成9年(ヨ)第27号。D1-law.com。

4 原文のまま。